

重要課題専門調査会の設置等について

平成25年9月13日

総合科学技術会議

一部改正 平成26年5月23日

総合科学技術・イノベーション会議

一部改正 平成28年3月28日

総合科学技術・イノベーション会議

- 1 総合科学技術・イノベーション会議令第2条第1項に基づき、総合科学技術・イノベーション会議に重要課題専門調査会を設置する。

重要課題専門調査会は、第5期科学技術基本計画で示された「超スマート社会」の実現(Society5.0)に向けた共通基盤の構築の推進及び経済・社会的課題への対応を確実に推進するため、同計画及び科学技術イノベーション総合戦略に掲げられた取り組むべき課題について、より高い専門的知見による調査・検討を行う。

- 2 総合科学技術・イノベーション会議令第1条第1項に基づき、総合科学技術・イノベーション会議に、上記課題に関する調査・検討を行う専門委員を置くことにつき、内閣総理大臣に意見具申する。

(参考1)

1. 検討事項

- 第5期科学技術基本計画及び科学技術イノベーション総合戦略に掲げられた事項のうち、取り組むべき重要な課題として取り上げた事項の達成に向けた推進策の検討
- 上記施策の実施状況についての把握と更なる推進策の検討及び社会状況、技術動向を踏まえた今後さらに取り組むべき課題の検討
- その他、上記課題に関し、専門的検討が必要とされる事項の検討

2. その他

1. の検討に当たっては、必要に応じて「科学技術イノベーション政策推進専門調査会」と連携する

(参考2)

○総合科学技術・イノベーション会議令（平成26年政令第184号）〔抜粋〕

（専門委員）

第一条 内閣総理大臣は、専門の事項を調査させるため必要があるときは、総合科学技術会議（以下「会議」という。）の意見を聴いて、会議に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

（専門調査会）

第二条 会議は、その議決により、専門調査会を置くことができる。

2 専門調査会に属すべき者は、専門委員のうちから、議長が指名する。ただし、議長は、必要があると認める場合は、専門調査会に属すべき者として議員を指名することができる。

3 専門調査会は、その設置に係る調査が終了したときは、廃止されるものとする。

「重要課題専門調査会」の設置等について（平成25年9月13日総合科学技術・イノベーション会議）

(傍線部分は改正部分)

現行	改正案
<p>重要課題専門調査会の設置等について 平成25年9月13日 総合科学技術会議 平成26年5月23日 一部改正 総合科学技術・イノベーション会議</p>	<p>重要課題専門調査会の設置等について 平成25年9月13日 総合科学技術会議 平成26年5月23日 一部改正 総合科学技術・イノベーション会議 <u>平成28年3月28日</u> <u>一部改正</u></p>
<p>1 総合科学技術・イノベーション会議令第2条第1項に基づき、総合科学技術・イノベーション会議に重要課題専門調査会を設置する。 重要課題専門調査会は、<u>第4期科学技術基本計画で示された</u>課題達成型の政策を確実に推進するため、同計画及び科学技術イノベーション総合戦略に掲げられた当面特に取り組むべき重要な課題並びに今後さらに取り組むべき課題について、より高い専門的知見による調査・検討を行う。</p>	<p>1 総合科学技術・イノベーション会議令第2条第1項に基づき、総合科学技術・イノベーション会議に重要課題専門調査会を設置する。 重要課題専門調査会は、<u>第5期科学技術基本計画で示された</u>「超スマート社会」の実現（Society5.0）に向けた共通基盤の構築の推進及び経済・社会的課題への対応を確実に推進するため、同計画及び科学技術イノベーション総合戦略に掲げられた取り組むべき課題について、より高い専門的知見による調査・検討を行う。</p>
<p>2 総合科学技術・イノベーション会議令第1条第1項に</p>	<p>2 総合科学技術・イノベーション会議令第1条第1項に基</p>

基づき、総合科学技術・イノベーション会議に、上記課題に関する調査・検討を行う専門委員を置くことにつき、内閣総理大臣に意見具申する。

づき、総合科学技術・イノベーション会議に、上記課題に関する調査・検討を行う専門委員を置くことにつき、内閣総理大臣に意見具申する。